

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休日の翌日
の翌日)

◇ 告 示

目 次

- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 肥料の登録の有効期間の更新
- 昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正
- 昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の一部改正
- 新たに行なおうとする土地改良事業に係る土地改良事業計画書等の縦覧
- 設立認可申請のあつた土地改良区に係る土地改良事業計画書等の縦覧
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地の用途廃止
- 道路の位置の指定
- 道路の共用の開始

告 示

鳥取県告示第五百四十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に

より、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者氏名	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
上原産婦人科医院	倉吉市堺町二丁目九二六の一	産婦人科、内科、理学診療科、小児科	上原崇義	昭和四十三年七月二十四日	乙表 点数表

鳥取県告示第五百四十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十三年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登 録 番 号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）		生産業者の住所及び氏名
		窒素全量	りん酸全量	
鳥取県五・六なたね 第一一六号油かす	五・六	二・三	一・二	西伯郡中山町塩津八三二 朝倉 潔
第一四五号油かす	五・二	二・二	一・三	米子市道笑町四丁目一 細木 義文
第一五四号油かす	五・三	二・三	一・三	西伯郡淀江町淀江二二〇 陶山 義輝
第三〇八号油かす	五・三	二・三	一・三	東伯郡北条町弓原三七五 三谷 逸子

鳥取県告示第五百四十八号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年七月三十日から施行する。

昭和四十三年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 神奈川県 石川県石川郡 福井県足羽郡 静岡県富士宮市 三重県松阪市
- 滋賀県 大阪府箕面市 高知県須崎市 同県香美郡 長崎県大村市
- 大分県 宮崎県 鹿児島県

鳥取県告示第五百四十九号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年七月三十日から施行する。

昭和四十三年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。
別表

- 茨城県東茨城郡 同県勝田市 同県土浦市 同県水戸市 同県那珂郡
- 千葉県野田市 神奈川県相模原市 長野県大町市 静岡県伊東市 島根県簸川郡 同県出雲市 同県平田市 同県江津市 岡山県久米郡 同県津山市 佐賀県杵島郡 長崎県西彼杵郡 大分県竹田市 同県北海部郡

鳥取県告示第五百五十号

昭和四十三年三月二日付けで羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（かんがい排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し
 - 二 縦覧に供する期間
昭和四十三年七月三十一日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所
東伯郡羽合町大字長瀬一、一三五番地
羽合土地改良区事務所
 - 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第五百五十一号
昭和四十三年五月十日付けで米子市石井七八二番地齊木光昌ほか三十八人の者から申請のあつた米子市南部土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年七月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十三年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

尚徳村三ヶ北土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	山 脇 巖	米子市榎原
"	山 川 栄	" 橋本
"	田 辺 潔	" 榎原
"	江 原 広 明	" 青木

"	吉 田 茂	"	榎原
"	横 山 興 明	"	"
"	吉 本 寿 一	"	橋本
"	鷲 見 忠 春	"	大袋
"	乘 本 昭 一	"	橋本
監 事	岡 俊 隆	"	榎原
"	加 藤 孝 己	"	橋本

任期満了に伴い退任
就任した役員の氏名及び住所

理事	松 浦 徳 虎	米子市榎原一〇九五
"	牧 浦 正 雄	" 二八六
"	山 川 栄	" 橋本二〇六
"	岩 崎 一	" 榎原七四七
"	小 村 勝 美	" 八一五
"	鷲 見 重 雄	" 大袋二七八
"	長 谷 川 計 夫	" 青木五四〇
"	乘 本 貞 雄	" 橋本二六一
"	乘 本 岡 一	" 二二七
監 事	岡 俊 隆	" 榎原四五七
"	加 藤 幡 敏	" 橋本二三〇

昭和四十三年五月十五日通常総会において総選挙の結果当選し五月十五日就任 任期二年

鳥取県告示第五百五十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年七月三十日から用途廃止した。

昭和四十三年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積(平方メートル)	用 途
米子市車尾字扇ヶ坪西七七二番地先	二四・九六	道路敷
七七五番地先から七七七ノ二番地先まで	九五・四四	"
字袴町田	四九・一七	"
七七五ノ三番地先まで	四五・四〇	"
七七五ノ二番地先	三五・〇九	水路敷
字池ノ上	二三・七六	"
字扇ヶ坪西七七七ノ二番地先から七七八ノ一番地先まで	一九四・二一	"
字扇ヶ坪西七七六ノ二番地先から七七七ノ一番地先まで	三一三・九九	"
字池ノ上	二八八・〇一	堤塘敷
字扇ヶ坪西七七六ノ二番地先から七七七ノ一番地先まで	二二七・五二	"
字池ノ上		

鳥取県告示第五百五十四号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年七月二十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市東品治町九ノ一 有限会社花見橋商事 代表取締役 田村梅治	鳥取市正蓮寺字前田 一二六の三の一部 一二七 一二七の一 一二八の一 一二九の一 一三一 一三二 一三三 一三四 一三五 一三五の五 一四一 一四一 一四四 一四四 一四五 一四六 一二六の三 地先水路の一部 地先水路の一部 一三三 一三五 一四五 一四四 一二七地先農道 一二七の一 一四五 一二七地先雑種地 一四五 雲山字崎 三五三の一部 三八八 " " 一三三 一三五 一四五 一四四 一二七地先農道 一二七の一 一四五 一二七地先雑種地 一四五 雲山字崎 三五三の一部 三八八 " " 一三三 一三五 一四五 一四四 一二七地先農道 一二七の一 一四五 一二七地先雑種地 一四五 雲山字崎 三五三の一部 三八八 " "	幅員五・〇〇メートルと 六・〇〇メートル 延長 四四八・二〇メートル

鳥取県告示第五百五十五号

道路法（鳥取二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十三年八月一日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年八月一日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	米子境線	米子市富益町字新開式二四の一の地先から境港市竹内町字煤竹場三五六五の二の地先まで	昭和四十三年八月一日